

生活福祉資金貸付資金一覧表

資金種類	貸付限度額	据置期間	返済期限	利率
1. 教育支援資金				
高等学校、高等専門学校、専修学校、短大、大学に入学または就学するために必要な経費 教育支援費 例：授業料、学校納入諸経費、参考書、学用品、交通費 就学支度費 例：入学金等で、入学時に学校に納入する経費 制服、靴、体育着等で学校の指定により、入学時に購入するもの 教科書、参考書等で入学時に一括して購入するもの				
教育支援費	高校 月額 35,000円以内 専門学校 月額 60,000円以内 短大 月額 60,000円以内 大学 月額 65,000円以内	卒業後 6カ月以内	20年以内 (貸付額により 期間の制限有)	無利子
就学支度費	500,000円以内			
2. 福祉資金				
日常生活を送る上で、または自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる経費 【福祉費の内容】 生業を営む、技能習得、住宅の増改築・補修等、福祉用具等購入、障害者用自動車の購入、 負傷または疾病の療養 療養期間が1年～1年半を超えないとき 介護サービス・障害者サービス等を受ける 介護サービスを受ける期間が1年～1年半を超えないとき 等に必要な経費				
福祉費	500,000円 ～5,800,000円	6カ月以内	3年～ 20年以内	無利子または 年1.5%
年金受給権取得経費	500,000円以内	年金受給権取得後	3年以内	
緊急小口資金	100,000円以内	2カ月以内		無利子
3. 不動産担保型生活資金				
居住用不動産を担保に、将来にわたり住居に住み続けるための生活費				
不動産担保型生活資金	土地と建物の評価額の7割 土地評価額が1,000万円以上あることが条件	契約終了後 3カ月以内	据置期間 終了の時	年3%または 長期プライムレートの いずれか 低い利率
要保護世帯向け 不動産担保型生活資金	土地と建物の評価額の7割 居住用不動産の評価額が500万円以上あることが条件			
4. 総合支援資金				
失業等により、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しに必要な継続的な相談支援 (就労支援・家計指導等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を受けることにより自 立が見込まれる世帯への貸付 【次の要件のいずれにも該当する世帯】 ・低所得世帯で、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難 ・公的な書類で本人確認ができる ・住宅手当緊急特別措置事業における住宅手当の申請を行い、住宅確保が確実に見込まれる ・社会福祉協議会及び関係機関から、貸し付け後の継続的な支援を受けることに同意している ・貸付及び支援を行うことにより、自立した生活と償還が見込まれる ・失業等給付、生活保護、年金等の他の公的給付・貸付けを受けられず生活費を賄えない				
生活支援費 (貸付期間は12カ月以内)	単身 月額 150,000円以内 複数 月額 200,000円以内	6カ月以内	20年以内	無利子 または 年1.5%
住居入居費	400,000円以内			
一時生活再建費	600,000円以内	貸付日から 6カ月以内		

利率は、連帯保証人を立てる場合は無利子、立てない場合は年1.5%